

株式会社 Origami との契約内容の公表

株式会社イオン銀行（以下「当行」といいます。）は、銀行法第 52 条の 61 の 10 第 3 項に基づき、電子決済等代行業者である株式会社 Origami との電子決済等代行業に係る契約内容の一部を公表いたします。

1. 電子決済等代行業の業務に関し、お客さまに損害が生じた場合における当該損害についての当行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

- (1) 電子決済等代行業者は、当行の提供する即時口座振替サービス（以下「本サービス」といいます。）に関して顧客に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、顧客に生じた損害を賠償又は補償する。但し、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、電子決済等代行業者は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方に基づき、顧客に補償を行うものとする。
- (2) 電子決済等代行業者は、前項に基づき本サービスに関して顧客に生じた損害を顧客に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が専ら当行の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、電子決済等代行業者が顧客に賠償又は補償した損害を当行に求償することができる。また、電子決済等代行業者は、前項に基づき本サービスに関して顧客に生じた損害を顧客に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が当行及び業電子決済等代行者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当行に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上当行と合意した額を求償することができる。
- (3) 電子決済等代行業者が第 1 項に基づき本サービスに関して顧客に生じた損害を賠償又は補償した場合において、当該損害が、当行又は電子決済等代行業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、当行及び電子決済等代行業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。
- (4) 当行は、本当行機能若しくは本サービスに関して顧客に生じた損害を顧客に対して賠償若しくは補償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して本サービスに関して顧客に生じた損害を顧客に対して賠償若しくは補償した場合、以下のとおり電子決済等代行業者に求償できる。
 - ① 当該損害が専ら電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由によるものであることを当行が疎明したときは、当行が顧客に賠償又は補償した損害を電子決済等代行業者に求償することができる。
 - ② 当該損害が当行及び電子決済等代行業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを 当行が疎明したときは、電子決済等代行業者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上事業者と合意した額を求償することができる。
 - ③ 当該損害が、当行又は電子決済等代行業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでは

ないときは、当行及び電子決済等代行業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。

2. 電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得したお客さまに関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

(1) 電子決済等代行業者は、本サービスにおいて虚偽又は誤認のおそれのある表示、説明等を行ってはならず、顧客の保護のために必要な表示、説明等を行うものとする。当行は、電子決済等代行業者が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、顧客保護、顧客情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者の本サービスの利用を停止することができる。但し、当行は、電子決済等代行業者が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、顧客保護、顧客情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、改善を求めることを経ずに、電子決済等代行業者の本サービスの利用を停止することができる。

(2) 電子決済等代行業者は、当行に提出したセキュリティチェックリストにしたがい、かつ当行が定める基準にしたがったセキュリティを維持する。電子決済等代行業者は、セキュリティチェックリストに重要な変更が生じるときは、変更の5営業日前までに当行に変更後のセキュリティチェックリストを提出する。但し、電子決済等代行業者が緊急にセキュリティ対策を行う必要があるなどやむを得ない場合には、変更後のセキュリティチェックリストを速やかに当行に提出する。当行は、電子決済等代行業者のセキュリティが当行の定める基準を満たさないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは電子決済等代行業者に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは電子決済等代行業者の本サービスの利用を停止することができる。

3. 電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて銀行法第2条17項各号に掲げる行為を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得したお客さまに関する情報の適切な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置ならびに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当行が行うことができる措置に関する事項

(1) 電子決済等代行業者は、当行の事前の承諾を得た場合（電子決済等代行業者と当行との間で第三者との共同実施や連携を行う旨を別途定める場合を含む。次項において同じ。）を除き、本サービスの利用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携させてはならない。

(2) 電子決済等代行業者は、前項に基づく当行の承諾により、本サービスの利用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携させる場合には、当該第三者の行為についても当該契約の定め（情報の適正な取扱い及び安全管理のための措置並びに法令等に基づき必要な事項に限る。以下本項において同じ。）による責任を負担し、当該第三者をして当該契約の定めを遵守させるものとする。

以上